

## ミンクウイルス性腸炎・ミンクボツリヌス症混合（アジュバント加）不活化ワクチン

動生剤基準のミンクウイルス性腸炎・ミンクボツリヌス症混合（アジュバント加）不活化ワクチンの3.5.3及び3.5.7に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。